

慰労金の手続きの流れ(保険薬局(調剤薬局)) ※7/22更新

「申請」→「支給」→「実績報告」のおおよその流れは、次のとおりです。

順番	内容	備考
	<p align="center">【インターネット環境がある場合(メールによる申請)】</p>	<p align="center">【インターネット環境がない場合(紙媒体による申請)】</p>
1	<p>【申請様式「05秋田県_入力用_慰労金_申請書等.xlsx」内の「代理受領委任状」をとりまとめ】 慰労金の給付対象者全員から、「(様式第3号の1)代理申請・受領委任状一覧式」もしくは「(様式第3号の2)代理申請・受領委任状個人別」の代理受領委任状の提出を受けてください。(様式第3号の1は複数人からまとめて書いていただく様式、様式第3号の2は一人一人から徴収する様式です。使いやすい方をご利用ください。) ※ 給付対象者の範囲は、慰労金Q&A-QA6をご参照ください。 ※ 【申請方法】②で給付対象者を整理してから、代理受領委任状を徴収しても結構です。やりやすい順番で行ってください。 ※ 代理受領委任状を受け取る際、「他の病院・事業所等から慰労金を申請していない(重複請求していない)」ことを改めてご確認ください。</p> <p>【申請方法】 申請様式「05秋田県_入力用_慰労金_申請書等.xlsx」に必要事項を入力してください。 下記以外のシートは自動入力されます。 ①「(様式第1号)医療機関情報」に医療機関等の情報を入力してください。 ②上記でとりまとめた代理受領委任状をもとに、「(様式第2号)給付対象内訳」に職員情報を入力し、慰労金支給額を算出してください。 ※ 医療機関等を複数持つ法人の場合、各医療機関等が作成した上記①②を集め、1つにまとめてください。 医療機関等ごとの提出も可能ですが、法人内での重複チェックを行いやすくするためです。 ③「(様式第2号)給付対象内訳」を並べ替え、重複者がいないことをご確認ください。 ④振込手数料として見込まれる金額を「(様式第1号)医療機関情報」に記載してください</p>	<p>① FAXにより、県あてに申請様式等を請求してください。 FAX:018-860-3841(福祉政策課あて) ②申請書を作成してください。</p>
2	<p>【申請書の送付】 県が受け付けますので、秋田県健康福祉部福祉政策課宛にメール又は郵送してください。(なるべくメールでお願いします。) mail:welfare@pref.akita.lg.jp 住所:〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1 秋田県健康福祉部福祉政策課</p>	
3	<p>【申請書等の審査】 申請書等を審査し、交付の可否を決定します。 ① 交付可の場合は、手順5に進みます。 ② 交付の可否判断前に確認したいことがある場合は、申請のあった調剤薬局に内容を確認し、場合によっては申請書等の修正等をお願いします。</p>	
4	<p>【交付決定通知】 調剤薬局に対し、交付決定通知を送付します。</p>	
5	<p>【支払】 県が支払います。</p>	<p>県が行います。 なお、その他の業務についても、外部事業者 に委託する場合があります。</p>

慰労金の手続きの流れ(保険薬局(調剤薬局)) ※7/22更新

「申請」→「支給」→「実績報告」のおおよその流れは、次のとおりです。

順番	内容	備考
6	<p>【入金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤薬局の口座に、給付対象者全員分の慰労金が入金されます。 	
7	<p>【実績報告】</p> <p>給付対象者に支給した後、県に次の書類を郵送ください。(封筒に「慰労金関係書類在中」と記載してください。)</p> <p>①病院、診療所、訪問看護ステーション等が県に提出する書類(給付対象者全員に支払後、概ねひと月以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(様式第7号)(医療機関→都道府県)給付後の実績報告」 ・「給付対象者全員への振込を証明する書類」 ・「振込手数料を県に請求する場合は、それが分かる書類」←振込手数料を請求しない場合、県への提出不要です。 	実績報告:調剤薬局が行ってください。
8	<p>【精算返納が必要な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付対象者と連絡が付かないなど、慰労金に過剰分が生じた場合、県への返納が必要です。 ・返納が必要な場合、実績報告を受けて返納通知を発送しますので、ご協力をお願いします。 ・なお、いったん全員分の給付を受けた後、申請漏れがあった場合は、その分だけ、この手続きを初めから行う必要があります。 	返納通知書:県が調剤薬局に通知します。
9	<p>【代理受領委任状等の保管】</p> <p>調剤薬局が保管している代理受領委任状等については、事業完了後に確認する場合がありますので、5年間は適切に保管してください。</p>	調剤薬局が行ってください。

※ 本資料の他、『「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」医療機関等の申請マニュアル～医療機関等用～』もご覧ください。